

# みやぎの多面的機能支払交付金



高めよう 地域協働の力!

平成30年度 第3号



#### ~ Contents ~

- ◆ 協議会からの情報提供
  - ・平成30年度 多面的機能支払交付金の取組状況(見込み)
  - ・平成31年度 制度の一部改正が行われます
  - ・東北農政局による抽出検査の実施
  - •第3回 市町村担当者会議
  - ・ 平成30年度末で事業実施期間の終期を迎える組織
- ◆ 平成30年度 実施状況アンケート調査結果
- ◆ 協議会からのお知らせ
  - 円滑な組織運営のためのポイント〔改正版〕
  - 活動組織の自己評価について

<sub>のんびり</sub> 第5回みやぎのふるさと 農美里フォトコンテスト入賞作品 【石巻市】

# 平成30年度 多面的機能支払交付金の取組状況 (見込み)

宮城県全体で1,011組織(全国では約2万8千組織)が多面的機能支払交付金事業に取り組み、県内 農振農用地の62%にあたる約7万4千ヘクタールをカバーしています。今年度は、新たに19組織が新 規活動組織として加わりました。

項目	組織数
活動組織数	1,011組織
農地維持支払	1,011組織
資源向上支払 (共同活動)	637組織
資源向上支払 (施設の長寿命化)	117組織

※ 資源向上支払(施設の長寿命化)のみの組織(2 組織:仙台市)については、カバー率の算定の 対象とならないことから、右表の「取組面積」 「組織数」には含まれていません

交付金額(県全体	本) 27億6千万円	
農地維持支払交付金		
	17億8千3百万円	
資源向上支払交付金(共同活動)		
	8億1千7百万円	
資源向上支払交付金(施設の長寿命化)		
	1億6千1百万円	



市町村	取組面積(ha)	組織数
白石市	3 9 9	18
角田市	2,193	4 0
蔵王町	3 0 9	9
七ヶ宿町	2 2 0	6
大河原町	1 2 7	5
村田町	5 7 5	5
柴田町	6 4 6	1 3
川崎町	3 7 0	7
丸森町	1,292	4 0
仙台市	3,050	4 7
塩竈市	4 0	1
名取市	1,176	1 3
多賀城市	262	6
岩沼市	1,249	1 7
富谷市	2 5 7	5
亘理町	2,983	6
山元町	3 1 5	8
松島町	6 2 8	9
七ヶ浜町	1 1 9	1
大和町	1,811	3 5
大郷町	1,390	1 6
大衡村	9 1 0	1 0
大崎市	10,208	1 4 9
色麻町	2,000	2 2
加美町	3,732	4 2
涌谷町	1,879	1 9
美里町	4,359	2 0
栗原市	9,459	1 4 6
登米市	11,936	1 4 8
石巻市	7,377	1 9
東松島市	2,214	2 7
気仙沼市	6 3 1	8 3
南三陸町	1 5 8	1 9
計	74,272	1,011
<b>5カバー率</b>	6 2%	

<sup>※「</sup>取組面積」については ha 以下を四捨五入して表示

<sup>※</sup> 市町跨がりが2組織あるため、合計で2減している(大崎市と美里町1,東松島市と美里町1)

# 平成31年度 制度の一部改正が行われます

「多面的機能支払交付金」に係る国の平成31年度予算の概算決定額が、486億52百万円(前年484億1百万円)と公表されました。その内訳は、地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する「本体交付金」が470億50百万円。都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援する「推進交付金」が16億2百万円となっており、平成30年度に比べ増額となっています。

### 平成31年度 改正のポイント

平成31年度では、新たに2つの支援が始まるほか、これまでの支援の内容が拡充されます。 改正点は以下のとおりとなりますが、別冊として活動組織にお配りする『平成31年度改正のポイント(案)』に、より詳細な説明が記載されていますので、併せてご覧ください。

(※内容は平成31年3月時点となり、一部見直しの可能性もありますのでご了承ください)

- ◆ 活動支援の加算措置が拡充されます
- ☞ 新たに始まる活動支援
  - ① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援: 400円/10a等
  - ② 農村協働力の深化に向けた活動への支援:400円/10a等
- ☞ これまでの活動支援の拡充
  - ③ 活動組織の広域化・体制強化への支援
- ◆ 資源向上支払交付金の算定対象となる農用地が見直されます 農振農用地に加えて「都道府県が必要と認める地域」も新たに 対象となります。





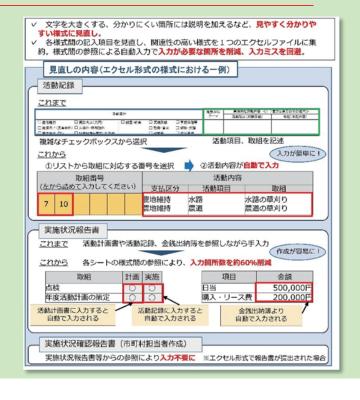
### 活動計画書,金銭出納簿,活動記録等の様式が一部変更となります!

制度の一部改正と合わせ、事務簡素化などを目的に一部様式が変更されます。

平成31年4月から、活動計画書や金銭 出納簿、活動記録など(実施状況報告を除 く)については、新しい様式で作成する必 要がありますのでご注意ください。

また、以前はそれぞれの様式を別々のファイルで作成していましたが、4月以降は一つのエクセルファイルにまとめられるとともに、入力したデータの一部がほかの様式に自動入力されるようになり、書類作成の一部が負担軽減されます。

なお、新しい様式データの配付時期、配付方法につきましては、所管する市町村担当課までお問い合わせください。



# 東北農政局による抽出検査の実施

平成31年2月7日と8日の2日間、農地維持支払及び資源向上支払(共同)の活動に係る東北農政局の抽出検査が、宮城県土地改良事業団体連合会古川事業所(大崎市古川旭)を会場に行われ、大崎市、色麻町、加美町、美里町、栗原市、東松島市、南三陸町の7市町、28組織が受検しました。

検査では、事前に提出された組織ごとの事業計画書、 活動記録や金銭出納簿に基づき、領収書や書類の整理状況、活動の内容、各種計画の策定、交付金の使途や残高 等について検査が行われました。

併せて、荒廃農地調査結果に基づいた活動区域の農 用地の保全管理状況や推進活動の実施状況についても 確認が行われました。



### 平成30年度 第3回 担当者会議



平成31年2月4日に、宮城県土地改良会館(仙台市青葉区上杉)において、多面的機能支払交付金に係る「第3回担当者会議」を開催しました。

会議には市町村等の担当者約80名が出席し、1月22日に 開催された東北農政局主催の「東北ブロック会議」の情報提供 や宮城県における事業実施にあたっての注意事項等について事 務局から説明し、併せて質疑応答を行いました。

## 平成30年度末で事業実施期間の終期を迎える組織

平成30年度末で事業実施期間の終期を迎える組織においては以下の対応が必要となります。

#### 1. 地域資源保全管理構想の策定

農地維持支払交付金の交付を受けて活動を実施している組織は、活動期間中に「地域資源保全管理構想」を策定し、市町村長に提出する必要があります。策定されなかった場合、事業計画の認定年度に遡って交付金を返還することとなりますのでご注意ください。

#### 2. 事業計画の再認定

平成31年度以降も継続して活動に取り組む組織は、新規組織と同様、新たに事業計画の認定を受ける必要があることから、各組織の総会等を経て必要な書類を整え、平成31年度早々に市町村長へ認定申請を行う必要があります。



#### 3. 交付金の清算

平成30年度末に残額が生じたときは、当該残額を市町村長に返還します。但し、平成31年度 以降も継続して活動に取り組む組織については、活動の円滑な継続のために、平成31年度始め に支出することが必要な活動に要する金額のみ、持越しすることができます。

# 平成30年度 実施状況アンケート調査結果



多面的機能支払交付金に係る「平成30年度実施状況アンケート」の調査結果を取りまとめましたので、 今後の組織運営や活動の参考としてください。なお、回収率は83.7%(1,013組織中848組織)でした。ご協力ありがとうございました。

#### 問1 多面的機能支払交付金事業全般について、お聞かせください。

(1) 代表の方の年齢について 教えてください。

昨年度に比べ、全体的に年齢構成がスライドした形で上昇したようです。

(2)書記(庶務)を担当されて いる方の年齢について教え てください。

昨年度とほぼ同様の結果でした。

(3) 会計を担当されている方の 年齢について教えてください。

昨年度に比べ、全体的に年齢構成がスライドした形で上昇したようです。

(4)構成員(草刈り等の基礎活動 に参加される方)の方々のお およその平均年齢について教 えてください。

昨年度とほぼ同様の結果でした。

- (5) 省略(10ページに一部記載)
- (6) 女性の役員参加について教えてください。 女性に役員への参加を検討されている組織が増えているようです。女性の活躍が期待されておりますので、ぜひご検討をお願いします。
- (7) 集落営農又は担い手を育成するために,多面的機能支払の取組が必要だと思いますか。

昨年度とほぼ同様の結果でした。













(8) 多面的機能支払交付金事業に取組んだことにより、地域で「良くなった」と感じることがあれば教えてください。(複数回答)



- (9) 今年度交付された農地維持支払 交付金及び資源向上支払交付金 (共同活動)の額について, ど のように考えていますか。
- (10) 貴組織の事務の一部を委託 契約していますか。
- (11)上記(10)で「1 委託契 約している」と回答した方の みお答えください。委託先は どちらの団体ですか。
- (12) 上記(10)で「2 委託契 約していない」と回答した方 のみ,今後,事務の一部を委託 契約したいと考えていますか。
- (13) 参考までにお教えください。 仮に貴組織の事務を外部に委 託するとした場合、どのくら いの事務費が適当と考えます か。
- (14) 貴組織が安定的に活動を継続 出来るのは、この先、おおよ そ何年くらいまでと考えてい ますか。









- (15) 前項(14) で、そのように 判断したのは主にどのような 理由からですか。(複数回答) 「その他」の主な理由は「高齢化 の進行」でした。
- (16) 上記(15) の回答に関連してもし、組織の取組が「困難」となった場合、水路や農道、 景観などの地域の保全をどのように実施していく予定ですか。
- (17)上記(16)で「4.近隣の 組織との合併や広域組織に参 加して活動を継続する」と回 答した方のみお答えください。 合併や広域組織に参加する際 に不安となるものはあります か。(複数回答)
- (18)参考までにお伺いします。 将来、地域の一定のまとまり で広域組織へ移行する案が出 た場合、貴組織は広域組織 (協定)に参加しますか。





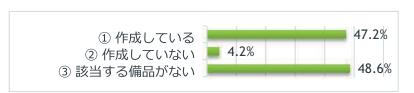




(19)上記(18)で「2.広域組織に参加しない」と回答した方のみお答えください。参加しない理由は主にどのようなものですか。



(20) 交付金で購入した器具・備品 について, 備品台帳を作成し ていますか。



(21) 農地維持支払,又は農地維持支払と資源向上支払(共同活動)の交付金を活用して,「施設の長寿命化のための活動」の取組を実施(日当の節減等により経費を捻出するとともに,施設の長寿命化のための活動を活動計画書に位置づけ,市町村から認定を受ける必要があります)することができますが,この方法で長寿命化対策の取組を実施する予定はありますか。

この方法で長寿命化対策の実施を検討の際は市町村担当課まで必ずご相談ください。 実施には総会等での合意、市町村の認定手続きが必須です。



(22) 平成29年度から国において 多面的機能支払交付金に係る 『ロゴマーク』と『キャッチ フレーズ』が作られました。 貴組織の活動実績について教 えてください。(複数回答)

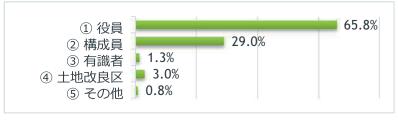


皆さまの活動について、広く知っていただくため、ぜひご活用ください!

高めよう 地域協働の力!

#### 問2 農地維持支払の活動について、お聞かせください。

- (1) 年度活動計画の策定に伴い, 施設の「点検」はどなたが 実施していますか。(複数回答)
- (2) 本交付金は農地,農業用施設 (水路,農道,ため池等)の 適切な保全管理に役立ちまし たか。
- (3)遊休農地の発生防止に,本交付 金がどの程度役立っていると思 いますか。







(4) 農地維持支払交付金の活動要件である『地域資源の適切な保全管理のための推進活動(農業者による検討会,地域住民等との意見交換会,農業者・地域住民等への意向調査など)』(毎年度1回以上 実施)は、これからの地域資源の保全管理に役立つと思いますか。

昨年度は、①と②として約6割の回答がありましたが、今年度は7割に増加しました。この「推進活動」を通じて地域の今後の課題を整理することが重要であることが認識された結果と推察されます。



(5) 『地域資源の適切な保全管理の ための推進活動』の資料,会議 録及び調査結果等を作成し保管 していますか。



昨年度に比べ、「①作成し保管している」と回答された組織が増加しています。推進活動については、「自己評価」などにおいても継続した効果の推移を確認しておりますので、各年度の内容の記録、保管をお願いいたします。

(6) 『地域資源の適切な保全管理のための推進活動』を通じて,活動期間中に「地域資源保全管理構想」

として,適切な保全管理に向けて 取り組むべき活動・方策等をとり まとめるよう義務づけられていま すが策定しましたか。

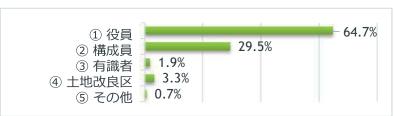


#### 問3 資源向上支払(共同活動)の「施設の軽微な補修」について、お聞かせください。

(1) 農地,農業用施設(水路,農道, ため池等)の補修に役立ちまし たか。



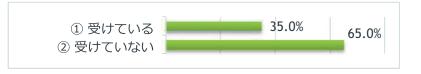
(2) 年度活動計画の策定に伴い,施設の「機能診断」はどなたが実施していますか。(複数回答)



(3)機能診断の結果、貴活動組織では「軽微な補修」を実施(又は実施予定)しましたか。



(4)上記(3)で「1 実施した(又は実施予定あり)」と回答した方のみ。農業用施設の補修を行う場合, どなたかに技術的な指導等を受けていますか。



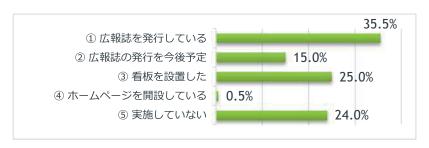
(5) 上記(4)で「1 受けている」 と回答した方のみお答えくださ い。それはどちらの団体ですか。 (複数回答)



#### 問4 資源向上支払(共同活動)の「農村環境保全活動」について、お聞かせください。

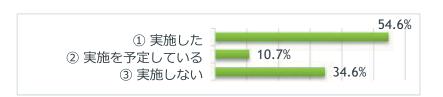
(1) 広報活動を今年度に実施していますか。(複数回答)

皆さまの活動や地域を保全管理していく上での課題など、地域内外の方々にお知らせし、共有していくことは大変重要です。 広報誌や看板設置のほか、回覧や集会所の掲示版を活用するなど、たくさんの方々が



この活動を理解し、参加してくれるよう広報しましょう。また、インターネットを活用したホームページ制作やSNS(会員制のコミュニケーションツール)の活用など、発信方法は様々です。

(2) 地域住民等との交流活動,学校 教育,行政機関等との連携を 今年度に実施しましたか。



- 問5 農業用施設の資源向上支払(施設の長寿命化)の取り組みについて, お聞かせください。
- (1) 工事は、地域のみなさんでの 直営施工ですか。業者への 委託施工ですか。
- (2)施工箇所の設計や工事の際に, どなたかに技術的な指導等を 受けていますか。
- (3) 上記(2) で「1 受けている」 と回答した方のみお答えください。それはどちらの団体ですか。 (複数回答)
- (4) 対象施設の補修・更新等を行う 場合,施設の財産管理者,底地 所有者と協議して取り組んでい ますか。
- (5) 更新等を行った施設については, 財産管理台帳を作成し財産譲渡 していますか。









### ■ 次世代のリーダー育成について

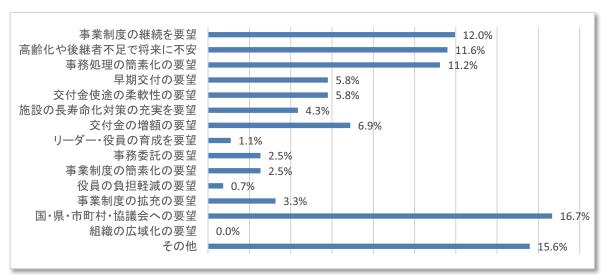
アンケート問1 (5) で『リーダー育成に取り組んでいる事、意識や工夫をしている事』について、「次世代の若者や女性の方々をすでに役員等に取り込んでいる」と回答のあった組織が約160組織ありました。一方で、「なり手がいない」、「定年が延長されて若手の育成ができない」などの回答も多数ありました。参考までに、以下のようなご回答やご意見もありましたので一部ご紹介します。

- ・地域内のほかの団体のリーダーを役員に充てている・・庶務・会計に補助者をつけている
- ・自治会全体で取組みしているので、常に若い人が入っている・・若者を副代表にしている
- ・親子での参加を促している・・地域別に班分けし、班長をできるだけ若い人に任せている
- ・参加しやすい雰囲気づくりを心掛けている・活動を土日や休日に設定している
- ・女性部を結成し、役員に3名を登用している ・PTA役員を組織の役員にしている

### ■ ご要望・ご意見について

THE STATE OF THE S

多面的機能支払交付金事業に関して、ご意見・ご要望が280件ほど寄せられました。項目別に分類したところ、以下のような結果となりました。



ご要望やご意見が多かった項目は、「事業制度の継続」や「事務処理の簡素化」の要望でしたが、ほかに「国・県・市町村・協議会への要望」として、更なる制度の充実や条件不利地への増額要望などがありました。これらのご意見、ご要望やアンケート結果については関係機関と共有し、見直しが必要なものについて検討、要望していきたいと考えていますので、今後とも、ご理解とご協力をお願いします。

#### ■ 最後に

今年度、新たに「事務委託」や「広域化」に関する設問を追加いたしました。「委託契約をしていない」と回答の9割の組織のうち、8割が「今後も自ら事務を行う」との回答をいただきました。

一方で、「安定的に活動を継続できる期間」については、「10年以上継続可能」と回答いただいたのはわずか1割で、約半分の組織は5年から10年のうちに継続が困難になると考えているようです。そのように判断した理由としては、組織の運営体制の課題もありますが、「耕作者や後継者がいない」、「活動への参加者が減少している」など、過疎化や高齢化の進展が直接的な原因となっている回答が多くありました。

今後も、活動への理解者や参加者を維持し、活動組織が営農組織や担い手の方々を側面から支援していけるよう本交付金を最大限にご活用いただくとともに、引き続き、事業へのご理解とご協力をお願いいたします。

## 協議会からのお知らせ

### 円滑な組織運営のためのポイント〔改正版〕

県外の活動組織において『活動に参加した本人に日当を支払わず、団体で受領したままになっていた』、『総会を開催せず役員の独断により運営し、使途不明金が生じた』などといった、極めて不適切な事案が報道されております。

この事案は、役員と構成員間の意思疎通や合意形成が十分 に行われていないことにより生じたものと考えられます。

このため、国では活動組織の円滑な組織運営を図るため、 『円滑な組織運営のためのポイント〔改訂版〕』を昨年度に 引き続き発行しました。

協議会から活動組織宛てお送りしておりますので、活動組織の構成員まで(広域活動組織にあっては傘下の集落等の構成員まで)の周知を図り、活動の適切な実施をお願いします。





### 円滑な組織運営のためのポイント!

- 1 構成員の合意形成をしっかり行う
- 2 役員が行う事務はお互いに確認し合う
- 3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認する

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確 かなものにしましょう!

### 活動組織の自己評価について

多面的機能支払交付金の効果的な取り組みを支援するため、活動組織の自己評価が今年度も実施されます。

事業期間の2年目と4年目の活動組織が対象となり、本県では今年度、約370組織が該当となっています。3月始めに該当の活動組織宛て発送しておりますので、指定された期日までに所在の市町村へのご提出をお願いします。

「自己評価」は『地域資源の適切な保全管理のための推進活動』及び『多面的機能の増進を図る活動』に取り組む組織が対象となります。

これら活動の実施状況や効果の発現 状況などについてご回答をいただくも のです。



広報誌 ぐるみ(平成30年度第3号) 平成31年3月発行 宮城県多面的機能支払推進協議会

〒980-0011

仙台市青葉区上杉二丁目 2 番 8 号(宮城県土地改良会館内) Tel 022-263-5829 Fax 022-268-6390 ホームページ http://www.nmk-miyagi.org/ E-mail info@nmk-miyagi.org